

生駒市水道事業告示第 28 号

生駒市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 21 日

生駒市水道事業代表者

生駒市長 小紫雅史

生駒市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 2 5 条の 1 1 及び生駒市指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年 3 月生駒市水道事業管理規程第 2 号。以下「規程」という。）第 4 条の規定に基づき、生駒市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対して、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が処分等を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、法、生駒市水道事業給水条例（昭和 3 3 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）及び規程において使用する用語の例による。

(指定の取消し等)

第 3 条 指定工事業者の違反行為に対する処分は、次に掲げるところによる。

- (1) 指定の取消し
- (2) 指定の停止

(違反行為の調査、報告等)

第4条 管理者は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号に該当する違反行為の疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 管理者は、前項の調査において指定工事業者による違反行為の事実を確認したときは、当該指定工事業者に対し、直ちにその違反行為を是正するよう指導するものとする。

3 管理者は、違反行為調査兼報告書(第1号様式。以下「報告書」という。)を作成するとともに、前項に規定する指導を行った場合には当該指定工事業者からてん末書の提出を求めるものとする。

(文書による注意)

第5条 管理者は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、嚴重注意通知書(第2号様式)による注意又は警告通知書(第3号様式)による警告を行うことができる。

(意見陳述の手続等)

第6条 管理者は、報告書及びてん末書を受け、当該違反行為が指定取消し等の処分に該当すると認めるときは、規程第6条に規定する生駒市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催に先立ち、生駒市行政手続条例(平成9年3月生駒市条例第2号)及び生駒市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年5月生駒市規則第20号)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(指定の取消し等の決定)

第7条 指定の取消し等の決定については、審査委員会において、報告書又は前条の規定に基づく聴聞調書若しくは聴聞報告書若しくは弁明書の内容その他全ての事情等を考慮して審査を行うものとし、その審査結果を基に管理者が行う。

2 規程第4条に規定する「参酌すべき特段の事情があるとき」とは、次に掲げる場合を

いう。

- (1) 違反行為が故意でない場合、悪質でない場合及びその損害が軽微と認められる場合
- (2) その他管理者が特に認めた場合

(処分の通知等)

第8条 管理者は、指定の取消し等を行うときは、指定工事業者に不利益処分通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 管理者は、指定の取消し等を行う場合には、規程第5条の規定に基づき公示を行わなければならない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第10条 この告示に定める処分等の基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、処分等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(施行期日)

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

| 違反項目 | 根拠条文 | 関係法令条文 | | 違反内容 | 処分内容 |
|--------|---------|-------------|-------------|--|--------|
| 指定要件違反 | 水道法 | 水道法 | 水道法 施行規則 | | |
| | 第25条の11 | 第25条の3 | | | |
| | 第1項第1号 | 第1項第1号 | 第21条 | 事業所ごとに給 水装置工事主任 技術者を置かな いとき | 指定の取消し |
| | | 第1項第2号 | 第20条 | 厚生労働省で定 める機械器具を 有しなくなった とき | 指定の取消し |
| | | 第1項第3号 イ | | 成年被後見人若 しくは被補佐人 又は破産者の宣 告を受けたとき | 指定の取消し |
| | | 第1項第3号 ロ | | 水道法に違反し て、刑に処せら れ、その執行を 終わり又は刑の 執行を受けるこ とがなくなった 日から2年を経 過しない者であ ることが判明し たとき | 指定の取消し |
| | | 第1項第3号 ハ | | 指定を取り消さ れ、その取消し の日から2年を 経過しない者で あることが判明 したとき | 指定の取消し |

| | | | | | |
|----------------------------|------------|-----------------|----------------|---|----------------------------|
| | | 第 1 項第 3 号 ニ | | 業務に関し不正 又は不誠実な行 為をしたとき | |
| | | | | ①無断通水、メ ータの不正使用 等をしたとき | 指定の取消し 又は指定の停止 6 月以下 |
| | | | | ②道路掘削許 可、道路使用許 可を受けずに工 事を施工したと き | 指定の停止 6 月以下 |
| | | | | ③施工上の安全 管理を怠り、死 傷者を死傷させ たとき | 指定の停止 3 月以下 |
| | | | | ④施工上の安全 管理を怠り、公 衆に死傷者を出 し又は被害を与 えたとき。 | 指定の停止 6 月以下 |
| | | | | ⑤警告に従わな いとき | 指定の停止 3 月以下 |
| | | | | ⑥その他の違反 行為 (主として管理 者の承認を受け ないで工事を施 行したとき又は 工事完成後管理 者の検査を受け なかったとき。) | 指定の停止 6 月以下 |
| 給水装置工事 主任技術者選 任等義務違反 | 水道法 | 水道法 | 水道法 施行規則 | | |
| | 第 25 条の 11 | 第 25 条の 4 | 第 21 条 | | |
| | 第 1 項第 2 号 | 第 2 項 | 第 1 項 、 2 項 | 給水装置工事主 任技術者の選任 又は解任の届出 をしないとき | 指定の取消し |

| | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-------------|---|--------------------|
| | | 第 25 条の 4 | 第 21 条 | | |
| | | 第 1 項 | 第 3 項 | 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき | 指定の停止 3 月以下 |
| 届出義務違反 | 水道法 | 水道法 | 水道法 施行規則 | | |
| | 第 25 条の 11 | 第 25 条の 7 | 第 34 条 | 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき | 指定の取消し |
| | 第 1 項第 3 号 | | 第 35 条 | 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき | 指定の取消し |
| 事業の運営基準違反 | 水道法 | 水道法 | 水道法 施行規則 | | |
| | 第 25 条の 11 | 第 25 条の 8 | 第 36 条 | | |
| | 第 1 項第 4 号 | | 第 1 号 | 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき | (指名しなければ工事を受け付けない) |
| | | | 第 2 号 | 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさ | 指定の停止 1 月以下 |

| | | | | | |
|--|--|--|------|--|-----------------------|
| | | | | <p>せることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき</p> | |
| | | | 第3号 | <p>管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき</p> | <p>指定の停止 6月以下</p> |
| | | | 第4号 | <p>研修機会の確保をしなかったとき</p> | |
| | | | 第5号イ | <p>水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき (令第5条：給水装置の構造及び材質の基準)</p> | <p>指定の停止 6月以下</p> |
| | | | 第5号ロ | <p>給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき</p> | <p>指定の停止 3月以下</p> |
| | | | 第6号 | <p>指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保管</p> | <p>指定の停止 3月以下</p> |

| | | | | | |
|--------------|------------|------------|--|--|----------------|
| | | | | しなかったとき | |
| 工事施行に関する義務違反 | 水道法 | 水道法 | | | |
| | 第 25 条の 11 | | | | |
| | 第 1 項第 5 号 | 第 25 条の 9 | | 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合せないとき | 指定の停止 3 月以下 |
| | 第 1 項第 6 条 | 第 25 条の 10 | | 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき | 指定の停止 3 月以下 |
| | 第 1 項第 7 号 | | | 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれ大きいとき | 指定の停止 6 月以下 |
| 不正申請 | 水道法 | | | | |
| | 第 25 条の 11 | | | | |
| | 第 1 項第 8 号 | | | 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき | 指定の取消し |

様式第1号(第4条関係)

違反行為調査兼報告書

年 月 日

水道事業管理者様

課長

| | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|--|
| 給水装置 の状況 | 工事場所 | 生駒市 | |
| | 申込者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 工事の種類 | | |
| | 使用種別 | | |
| | 給水方式 | | |
| 水栓番号 | 有(番号)・無 | | |
| 違反行為 の状況 | 発見年月日 | | |
| | 発見の経緯 | | |
| | 調査年月日 | | |
| | 指定工事事業者名 | | |
| | 給水装置工事主任 技術者 | | |
| | 違反行為を施行 した日又は期間 | | |
| | 違反行為の内容 | | |
| 違反行為該当条項 (処分基準参照) | 違反項目 | | |
| | 関係法令 | | |
| 指導の状況 | 是正指導の方法・ 内容 | | |
| | 是正指導後の対応 | (てん末書の提出 有・無) | |

様式第 2 号（第 5 条関係）

厳重注意通知書

第 号
年 月 日

住 所
指定工事業者名
代 表 者 名

水道事業管理者

生駒市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第 5 条の規定により、下記のとおり厳重に注意する。

| | |
|--------|--|
| 発見年月日 | 年 月 日 |
| 違反項目 | |
| 違反内容 | |
| 厳重注意事項 | 速やかに是正されない場合は、生駒市指定給水装置工事事業者規程及び生駒市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱に基づいて厳正に処分します。 |

様式第3号（第5条関係）

警告通知書

第 号
年 月 日

住 所
指定工事業者名
代 表 者 名

水道事業管理者

生駒市指定給水装置工事業者の処分等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり警告することを通知します。

| | |
|----------------|---|
| <p>発見年月日</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>違反項目</p> | |
| <p>違反行為の内容</p> | |
| <p>警告事項</p> | <p>期限 年 月 日</p> <p>期限までには是正されない場合は、生駒市指定給水装置工事業者規程及び生駒市指定給水装置工事業者の処分等に関する要綱に基づいて厳正に処分します。</p> |

様式第4号（第8条関係）

不利益処分通知書

第 号
年 月 日

住 所
指定工事業者名
代 表 者 名

水道事業管理者

あなたに対する不利益処分を下記のとおり決定しましたので、生駒市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第8条第1項の規定により通知します。

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>処分内容 (該当する処分を丸で囲む)</p> | <p>指定の取消し</p> <p>指定の停止 年 月 日から 年 月 日まで</p> |
| <p>根拠となる法令等の条項</p> | |
| <p>処 分 の 理 由</p> | |

(備考)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、水道事業管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。